様式第3号（第9条関係）

　　 受第　　　　 　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

　　年度　八頭町認知症カフェ運営事業費補助金の交付決定について

　 　　　年　　月　　日付で交付申請のありました、　　　　年度　八頭町認知症カフェ運営事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１．補助金交付の対象となる事業は、　　　　年　　月　　日付で提出された八頭町認知症カフェ運営事業とし、事業の内容は八頭町認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱に定めたものとする。

２．補助事業は、　　　　年　３月３１日までに完了しなければならない。

３．補助事業は、この通知のほか八頭町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。